

平成 27 年 4 月 22 日

所属長 様

学校教育課長

学校教育課所管事業「中学生放課後学習支援 Kadoma ドリカム」事業の  
名称変更について（通知）

このことについて、下記のとおり事業名称を変更いたします。

今後、各課に置かれましては変更後の「中学生放課後学習支援 Kadoma  
塾」事業という名称にて取り扱う旨お願いいたします。

#### 記

変更前

「中学生放課後学習支援 Kadoma ドリカム」事業

変更後

「中学生放課後学習支援 Kadoma 塾」事業

（事業名称変更の理由）

事業名の「ドリカム」という文言の使用が民法第 709 条（タレントのパブリシティ権として保護）および商標法第 25 条（商標権として保護）および不正競争防止法第 2 条 1 項（営業上の利益としての保護）に定められる権利を侵害する恐れがあるため。